

## 指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	健康福祉政策課（東陽健康福祉地域事務所）
評 価 対 象 期 間 (最終年度入れない)	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日

## I 指定概要

施設概要	名 称	東陽地域福祉保健センター
	所在地	八代市東陽町南1075番地
	設置目的	市民が集い憩い、自らの健康の維持増進を図り、長寿を全うできるように活用する場としてセンターを設置する。
指定管理者	名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会
	所在地	八代市本町一丁目9番14号
指定管理業務の内容	八代市東陽地域福祉保健センター条例第3条①福祉活動の推進に関すること ②健康保持増進に関すること ③介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護に関すること ④介護保険法第8条第7項に規定する介護予防通所介護に関すること ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること 第12条 ①第3条に関する業務 ②センターの利用の許可に関する業務 ③施設等の維持及び修繕に関する業務 ④前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務	
指 定 期 間	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	3 年

## II 利用状況

	平成28年度 (最終年度)	平成27年度 (導入初年度)	増減 ※評価対象最終年度と 制度導入初年度との比較
開 館 日 数	306	306	0
施設利用者数	4,450	4,448	2
施設稼働率	83.8%	83.6%	0
事業参加者数	4,450	4,448	2

## III 収支状況（評価対象期間全体）※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	増 減	備 考
収 入	49,927	36,088	△ 13,839	
指定管理料	1,070	1,070	0	
利用料金	51	32	△ 19	
その他（事業収入他）	48,806	34,986	△ 13,820	
支 出	55,490	48,614	6,876	
人件費	35,926	31,054	4,872	
事務費	180	135	45	健康診断料、検便料等
事業費	6,737	7,388	△ 651	消耗品費、手数料、保険料、賃借料、給食費
管理費	11,902	8,889	3,013	水道光熱費、燃料費、修繕費、業務委託費
その他経費	745	1,148	△ 403	法人運営事業への繰出
収 支	△ 5,563	△ 12,526	△ 6,963	デイサービス事業から繰入

#### IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
<b>1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み</b>	40		<b>29</b>
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	25	4	20
①開館時間、休館日の運用			
②センターの利用状況			
③勤務者教育・研修			
④サービス向上のための取組み状況			
(2) 利用者満足度	15	3	9
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情の対応			
③情報提供			
[評価の理由]			
開館時間・休館日については、施設設置条例のとおり遵守されている。福祉団体の会議や健康保持増進のための健康診断や保健指導等の会場の提供を行っている。また、職員研修も定期的を実施されていて、職員の資質やサービスの向上を図っている。			
<b>2 管理経費縮減に関する取組み</b>	15		<b>10</b>
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	4	8
①経費削減の取組み（人件費・光熱水費等）			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	5	2	2
①収支状況			
[評価の理由]			
九州電力以外の民間電力供給会社から電力を購入したり、施設設備の保守点検等は、社協所管の他施設と一括発注することで経費の節約を行っている。また、正職員を削減し、臨時職員での対応を図り、経費削減に取り組んでいる。			
<b>3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み</b>	30		<b>22</b>
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	10	3	6
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設・設備・備品の管理（点検・修繕等）			
④清掃業務			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	20	4	16
①緊急事態の対応			
②個人情報の保護、情報公開			
③守秘義務、文書の整理保存			
④危機管理体制（パソコンのセキュリティー対策等）			
[評価の理由]			
施設の点検・管理及び緊急時の対応・体制は、適切に管理整備されている。また、文書においても適切に管理されている。施設周辺の除草作業等も職員が定期的に行い綺麗に整備されている。屋上の排水口の清掃等や給水管の凍結等に注意して欲しい。			

4	その他の取組み	15		12
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み	10	4	8
	①地域との連携、地域交流事業の実施等			
	(2) 地域雇用への配慮	5	4	4
	①市民採用・再雇用、地元業者への業務委託			
[評価の理由]				
校区福祉推進協議会と連携して、ひとり暮らし高齢者のつどい等、高齢者の交流の場の提供やふれあい活動に協力するなど、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会を構築するための福祉活動が展開されている。				
合 計		100		73

【総合評価結果】

合計得点	73	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%	↓	目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる  
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる  
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる  
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる  
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる  
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。